

防ごう！！ 二酸化炭素消火設備の放出事故

令和2年12月愛知県名古屋市内において、また令和3年1月東京都港区内において、二酸化炭素消火設備の消火剤が誤作動により放出され、死傷者を出す事故が連続で発生しました。

皆様の建物で同様の事故を起こさないように、次の事項にご注意ください。

1 工事・メンテナンス時

二酸化炭素消火設備又は、その付近で工事・メンテナンス等を行う場合には

- ・ 誤作動、誤放出を防ぐため消火設備を熟知した消防設備士、消防設備点検資格者を立ち会わせる等、作業時の安全確保を徹底する。
- ・ 関係者以外の者が立ち入らないよう管理を徹底する。

2 建物利用者等への周知

防火管理者や自衛消防隊員、二酸化炭素消火設備設置場所の関係者に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取り扱い方法、作動の際の対応方法等について周知する。

3 消火設備作動時の対応

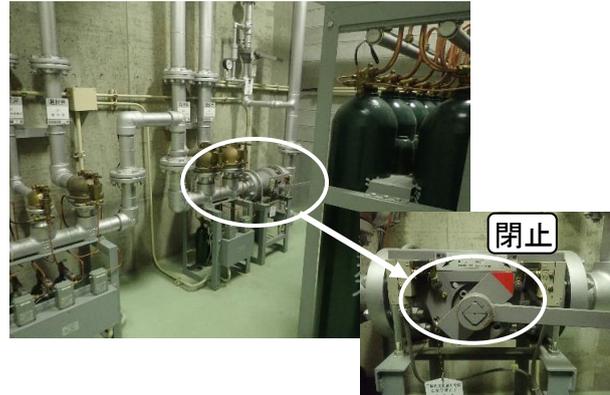
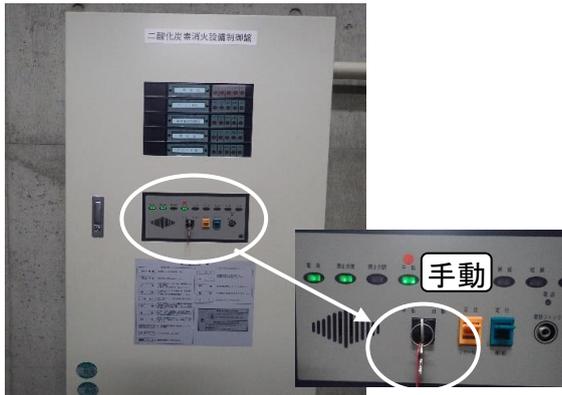
消火設備の消火剤が放出された場合は、すぐに119番通報をし放出場所に人を立ち入らせない。

保守等作業前の注意点

消火設備の防護区画内で作業する場合は、建物の関係者と作業員の双方で必ず閉止弁の閉鎖を確認し、作業の安全を確保するため十分な意思疎通と共有を行いましょう。

①起動の切り替えスイッチを手動にする。

②ボンベ庫内の閉止弁を(閉)にする。



※作業終了後は閉止弁等を(開)の状態にする。起動方法も通常時に復旧。関係者と作業員の双方で確認しましょう。

火災以外で「退避警報」が流れたら



手動起動装置の中にある(非常)停止ボタンを押す。



※消火ガスが誤って放出された場合は、速やかに退避し不用意に近づかないでください。

問い合わせ
蒲郡市消防本部予防課予防係
TEL 0533-68-0937